

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年三月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和元年九月二十五日

指令川建セ第〇一〇〇四〇号

二 検査済証番号

令和二年三月五日

川建セ第〇一〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字間ノ田千八百五十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県ふじみ野市新駒林一丁目三番二十三号

石井 達也